

sawai

第72回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2020年6月23日（火曜日）
午前10時 受付開始:午前9時

開催場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社・研究所10階ホール

郵送又はインターネット等による議決権行使期限

2020年6月22日（月曜日）
午後5時20分

【ご協力をお願い】

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

目次

第72回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役6名選任の件	7
第4号議案 監査役1名選任の件	14
第5号議案 補欠監査役2名選任の件	15
(添付書類)	
事業報告	17
連結計算書類	42
計算書類	44
監査報告書	46

なによりも患者さんのために

沢井製薬株式会社

証券コード：4555

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
沢井製薬株式会社
代表取締役社長 澤 井 光 郎

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府により緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、当社におきましても慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、郵送又はインターネット等により、2020年6月22日(月曜日)午後5時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2020年6月23日(火曜日)午前10時 [受付開始:午前9時] |
| 2. 場 所 | 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社・研究所10階ホール |

3. 目的事項

報告事項

1. 第72期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

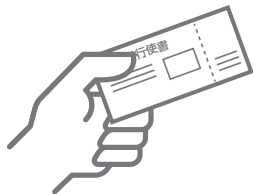
以上

-
1. 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sawai.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - (1)連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
 - (2)計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 2. 株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sawai.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会へ
出席される
場合

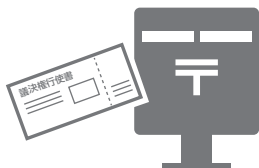


株主総会
開催日時

2020年6月23日(火曜日)
午前10時 [受付開始:午前9時]

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

郵送により
議決権を
行使する場合



行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等
にて行使
いただく場合



行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にアクセスし、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

「インターネット等による議決権行使について」は次頁をご参照ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効といたしますが、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

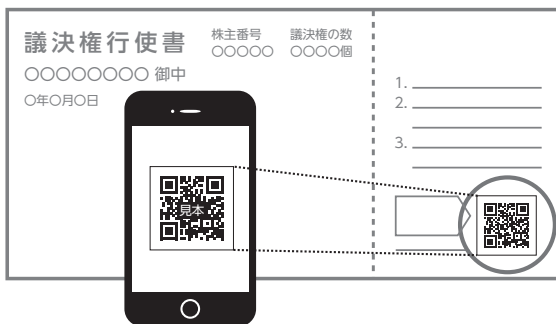
行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけ、安定的な配当の実現を目指して取り組んでおります。

つきましては当期末配当金を、1株につき65円とさせていただきたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 65円

総 額 2,845,878,035円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款		変 更 案	
第29条	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (選任方法) (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	第29条	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (選任方法) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
第30条	<p>(任期) (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	第30条	<p>(任期) (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役1名を減員し、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席回数
1	再任 男性 澤井光郎 さわ い みつ お	代表取締役社長	16回/16回（100%）
2	再任 男性 澤井健造 さわ い けん ぞう	取締役 専務執行役員戦略企画部長兼 研究開発本部管掌	16回/16回（100%）
3	再任 男性 末吉一彦 すえ よし かず ひこ	取締役 常務執行役員管理本部長	16回/16回（100%）
4	再任 男性 寺島徹 てら しま とおる	取締役 常務執行役員信頼性保証本部長	16回/16回（100%）
5	再任 社外 独立 男性 小原正敏 お はら まさ とし	取締役	12回/13回（92.3%）
6	再任 社外 独立 女性 東堂なをみ とう どう なをみ	取締役	16回/16回（100%）

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員候補者

1 さわい みつお 澤井 光郎

再任

男性

生年月日	1956年 9月28日生	所有する当社株式の数	948,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年 4月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 1989年 1月 当社入社 2000年 6月 当社取締役営業本部副本部長兼営業企画部長 2002年 6月 当社常務取締役営業本部長兼営業企画部長 2005年 6月 当社専務取締役営業本部長 2008年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	澤井光郎氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、その実績、能力、経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	澤井光郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

2 さわ い けんぞう 澤井 健造

再 任

男 性

生年月日	1968年 5 月26日生	所有する当社株式の数	854,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1995年 4 月 住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）入社 2001年 4 月 当社入社 2010年 6 月 当社取締役戦略企画部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員戦略企画部長兼営業本部副本部長 2017年 6 月 Upsher - Smith Laboratories, LLC Chairman 現在に至る 2017年 6 月 当社取締役専務執行役員戦略企画部長兼営業本部管掌 2018年 6 月 当社取締役専務執行役員戦略企画部長兼研究開発本部管掌 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	澤井健造氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの中期的成長への戦略策定力と実行力を有する者として、その実績と能力が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	澤井健造氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 すえよし かずひこ 末吉 一彦

再任

男性

生年月日	1957年 9月19日生	所有する当社株式の数	1,500株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	1980年 4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	
	2012年 4月	当社入社 当社経営管理部長	
	2017年 6月	Upsher - Smith Laboratories, LLC Executive Administration 現在に至る	
	2018年 2月	当社上席執行役員管理本部副本部長兼経営管理部長	
	2018年 6月	当社取締役常務執行役員管理本部長 現在に至る	
	2018年 6月	メディサ新薬株式会社取締役 現在に至る	
2018年 6月	化研生薬株式会社取締役 現在に至る		
取締役候補者の 選任理由	末吉一彦氏は、金融機関での豊富な経験と経営管理に関する業務経験から、財務及び会計に関する専門性と経営に関する高い見識を有しており、その専門性と見識が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	末吉一彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

4 てらしま とおる 寺島 徹

再 任

男 性

生年月日	1959年 8 月 7 日生	所有する当社株式の数	700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年 4 月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社 1984年10月 住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）入社 2016年 1 月 当社入社 2016年 6 月 当社執行役員信頼性保証本部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員信頼性保証本部長 2018年 6 月 当社取締役上席執行役員信頼性保証本部長 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員信頼性保証本部長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	寺島徹氏は、医薬品の研究開発・生産・薬事等に関して豊富な知識と業務経験を有しており、その専門性と経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。		
特別の利害関係	寺島徹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

5 おはら まさとし
小原 正敏

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

男性

生年月日	1951年4月25日生	所有する当社株式の数	100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1979年4月 大阪弁護士会弁護士登録 吉川綜合法律事務所（現きっかわ法律事務所）入所</p> <p>1986年8月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>1988年1月 きっかわ法律事務所パートナー 現在に至る</p> <p>2004年4月 近畿弁護士会連合会理事</p> <p>2017年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長</p> <p>2019年6月 当社取締役 現在に至る</p>		
社外取締役候補者の選任理由	<p>小原正敏氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、その経験と知識を独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		
特別の利害関係	小原正敏氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 小原正敏氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
2. 当社は小原正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

6 とうどう 東堂 なをみ

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

女性

生年月日	1959年 9月17日生	所有する当社株式の数	500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年 6月 医師免許取得 1984年 7月 大阪大学医学部附属病院勤務 1987年 7月 一般財団法人大阪府警察協会大阪警察病院勤務 1990年 7月 公益財団法人日本生命済生会付属日生病院（現公益財団法人日本生命済生会日本生命病院）勤務 2002年 1月 大阪鉄商健康保険組合健康管理室勤務 現在に至る 2007年 1月 日本医師会認定産業医資格取得 2015年 6月 当社取締役 現在に至る		
社外取締役候補者の選任理由	東堂なをみ氏は、医師としての豊富な専門知識や経験等を有しており、引き続き独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	東堂なをみ氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 東堂なをみ氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
2. 当社は東堂なをみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松永秀嗣、友廣隆宣の両氏は任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ともひろ たかのぶ
友廣 隆宣

社外監査役候補者

独立役員候補者

再任

男性

生年月日	1958年10月29日生	所有する当社株式の数	100株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1991年4月 弁護士登録 小越・滝澤法律事務所（現神戸海都法律事務所）入所 1994年4月 神戸海都法律事務所パートナー 現在に至る 2016年6月 当社監査役 現在に至る 2020年4月 兵庫県弁護士会会長 現在に至る		
社外監査役候補者の選任理由	友廣隆宣氏は、弁護士としての豊富な専門知識や経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言や監査を受けられるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	友廣隆宣氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 友廣隆宣氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
2. 当社は友廣隆宣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

相見智之氏は、社外監査役以外の補欠としての補欠監査役候補者、西村善嗣氏は、社外監査役の補欠としての補欠監査役候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

1 そうみ さとし 相見 智之

男 性

生年月日	1960年 9 月27日生	所有する当社株式の数	1,000株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	2008年 1 月 当社入社 2008年 4 月 当社経営監査室長 2012年 6 月 当社人事部長 2014年 4 月 当社経営監査室長 現在に至る		
補欠の監査役候補者の選任理由	相見智之氏は、内部監査部門の責任者としての豊富な経験から適切な監査機能を担うことができると判断し、補欠監査役候補者といたしました。		
特別の利害関係	相見智之氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 相見智之氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

生年月日	1957年 1 月10日生	所有する当社株式の数	一 株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1980年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 1998年 6 月 同省金融企画局市場課投資サービス室長 2001年 7 月 国税庁東京国税局調査第一部長 2013年 6 月 同庁東京国税局長 2014年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 弁護士法人三宅法律事務所 客員弁護士 現在に至る 2015年 6 月 株式会社だいこう証券ビジネス監査役 現在に至る 税理士登録（東京税理士会）		
補欠の社外監査役候補者の選任理由	西村善嗣氏は、長年にわたる財務省及び国税庁における豊富な経験を有しているほか、弁護士及び税理士としての専門知識と幅広い見識を有しており、独立した立場からの有用な助言や監査を受けられるものと判断し、補欠監査役候補者とした。		
特別の利害関係	西村善嗣氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 西村善嗣氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 西村善嗣氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 西村善嗣氏は、弁護士法人三宅法律事務所の客員弁護士であり、当社と同法律事務所との間には法律顧問契約に基づく役務提供等の取引関係がありますが、法律顧問としての役務は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けております。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループでは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性を向上させることを目的として、2018年3月期より国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。同基準に基づいた当連結会計年度の業績につきましては、売上収益182,537百万円（前期比1.0%減）、営業利益26,793百万円（前期比3.9%増）、税引前当期利益26,497百万円（前期比3.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益19,279百万円（前期比0.5%減）となりました。

なお、当社は、IFRSの適用にあたり、会社の経常的な収益性を示す利益指標として、「コア営業利益」を導入し、経営成績を判断する際の参考指標と位置づけることとしております。「コア営業利益」は、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外しております。同基準に基づいた当連結会計年度の「コア営業利益」は、34,391百万円（前期比8.9%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 日本セグメント

日本事業においては、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針2017)により、ジェネリック医薬品使用割合80%の目標の達成時期を2020年9月までとされています。これを受け、2018年4月には、保険薬局における「後発医薬品調剤体制加算」、医療機関における「後発医薬品使用体制加算」の要件見直しに加え、院内処方を行う診療所における「外来後発医薬品使用体制加算」の要件見直し、一般名処方の一層の推進等のジェネリック使用促進策を含む診療報酬改定が実施され、薬局市場を中心にジェネリック医薬品の需要が伸長しており、日本ジェネリック製薬協会の調査（速報ベース）によれば、2019年第3四半期のジェネリック医薬品の使用割合は77.1%まで高まってきております。

さらに、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(骨太方針2019)においても「後発医薬品の使用促進について、安定供給や品質の更なる信頼性確保を図りつつ、2020年9月までの後発医薬品使用割合80%の実現に向け、インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む」ことが明記されています。また、2020年4月の診療報酬改定では、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る観点から、ジェネリック医薬品の調剤割合が高い薬局や使用割合が高い医療機関に重点を置いた評価や、ジェネリック医薬品の普及上ポイントとなる一般名で

の処方推進するために、一般名処方加算の評価の見直しが行われることとなりました。その一方で、2019年10月には消費税率の引上げに伴う臨時的薬価改定が実施され、2020年3月には4月に実施される通常の薬価改定についても告示されたことから、当社を取り巻く収益環境は厳しいものとなりました。

このような環境におきまして、当社グループは、「なによりも患者さんのために」の企業理念のもと、2021年3月期を最終年度とする3ヶ年の新たな中期経営計画「M1 TRUST 2021（以下「中計」という）」を策定し、2018年5月に発表しました。中計では「国内GE市場での圧倒的地位の確立とUpsher-Smith Laboratories, LLC（以下「USL」という）の成長加速による世界をリードするジェネリック医薬品企業への変革」という中長期ビジョンの達成に向け、この3年間を「戦略的提携も視野に入れた業界内ネットワークの構築」の時期と位置づけ、「業界構造の変化に対応できる体制構築とコスト競争力強化」を重点課題に設定しました。

生産・供給体制面においては、全国7つの工場それぞれの特徴を活かした生産効率のアップに取り組んでおります。また、老朽化が進んでいる大阪工場の閉鎖を決定し、その包装工程を三田西工場へと移管することでさらなる高効率・低コストを追求しております。

製品開発・販売面においては、2019年6月に『シロドシンOD錠』を含む3成分7品目、同年12月に『アプレピタントカプセル』を含む2成分5品目、2020年3月に『タダラフィル錠』と各種新製品を発売しました。また、2019年5月に世界的なパッケージコンテストである「WorldStar Awards」を受賞した『ミノドロン酸錠50mg「サワイ」』の包装パッケージのように、患者さんの適正利用・利便性を考慮した製品開発に努めております。

新型コロナウイルス感染症の流行については、2020年2月に危機管理本部を立ち上げ、社内においては従業員の感染防止対策を徹底し、社外に対しては医薬情報担当者（MR）の医療機関等への訪問自粛や一部従業員の在宅勤務等を実施しました。当連結会計年度への影響は軽微でありましたが、今後、本感染症の影響が長引けば、原材料の輸入や物流の停滞等による影響が発生することも予想されます。当社は、医薬品製造販売業として、引き続き感染予防・対策を徹底し、国民の生命、健康の保持に必要な医薬品の安定供給体制の維持に努めてまいります。

この結果、売上収益は144,130百万円、セグメント利益は24,401百万円となりました。

② 米国セグメント

米国事業においては、成長戦略を加速するため、創業100周年となるUSLを通じて米国市場への進出を果たしており、USLの持分20%を所持している住友商事株式会社の米国子会社Sumitomo Corporation of Americasと共にUSLの新たな成長戦略実現に取り組んでおります。中計では中長期ビジョン達成に向け、この3年間を「USLを基盤としたグローバル企業化への加速」の期間と位置付け、当社とUSLとの双方の強みを活かした連携を重点課題に設定し、取り組んでおります。

米国におけるジェネリック医薬品業界は、卸・薬局等の統合により3大購買グループのシェアが約90%を占めていること、米国食品医薬品局（FDA）による医薬品簡略承認申請（ANDA）承認件数が過去最高水準を記録したこと等により、ジェネリック医薬品価格の下落基調が続きました。

このような環境におきまして、上市製品の拡充に取り組み、ジェネリック医薬品としては、2019年9月に『モルヒネ硫酸塩錠』、2020年1月に『フルボキサミンマレイン酸塩錠』『ハロペリドール錠』『クロニジン塩酸塩徐放錠』を発売しました。また、ブランド医薬品としては、2019年6月にUSLとDr.Reddy's Laboratories Ltd.の間で契約を締結し、同年7月に取得完了した、『スマトリプタン製剤』である『Tosymra™ 点鼻薬10mg』、『Zembrace®Symtouch®注射液3mg』の販売を開始しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行により、米国では、各州において自宅待機命令が出る状況でしたが、USLの事業である医薬品製造業は重要なセクターの1つとして位置付けられており、事業活動を継続できました。USLは2020年3月初めには部門横断の対策チーム（COVID-19 Response Team）を立ち上げ、幅広く情報収集し対策を練りました。製造部門や研究開発部門などオンサイトでの業務が不可欠な従業員を除きテレワークへと移行しました。従業員の感染防止対策を施すとともに、人事面での施策を導入したほか、ITを活用した営業活動に切り替えました。今後、本感染症の影響が長引けば原材料の確保等に影響が発生することも予想されます。USLとしましても、引き続き感染予防・対策を徹底し、ヒトの生命、健康の保持に必要な不可欠な医薬品の安定供給体制の維持に努めてまいります。

この結果、売上収益は38,407百万円、セグメント利益は2,388百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は7,000百万円であり、このうち日本セグメントにおける設備投資額は4,265百万円で、日本国内7工場における生産設備の増強並びに研究開発関係の設備増強を行っております。

また、米国セグメントにおける設備投資額は2,735百万円であり、生産設備の増強等を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社は、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引銀行5行との間に2021年3月を期限とする16,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度期末において、貸出コミットメントラインに係る借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの現状認識

1961年に実現された国民皆保険制度の恩恵を受け、日本は世界最高水準の長寿社会を実現してきました。その反面、医療費をはじめとする社会保障費用は、年々増加の一途を辿っているため、少子高齢化も相まって現役世代の負担がますます重くなり、一定の自己負担で高水準の医療を受けられる仕組みの維持が困難になりつつあります。

このような状況に対して、近年、医療の質を落とすことなく、医療の効率化（医療費の削減）を図るべく、ジェネリック医薬品の使用促進が図られてきました。

政府は2017年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針2017)において「2020年(平成32年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」とし、さらに、2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(骨太方針2019)においても「後発医薬品の使用促進について、安定供給や品質の更なる信頼性確保を図りつつ、2020年9月までの後発医薬品使用割合80%の実現に向け、インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む」としています。

ジェネリックシェア80%時代を迎える中、ジェネリック医薬品が担う責任と重要性の高まりに応じて、従来以上に安定供給体制、品質に対する信頼性の確保及び情報収集・提供体制の整備・強化等が求められており、効率的な医療の実現に貢献する企業として、これらの要請に応えていくことが当社として果たすべき社会的責任であると認識しております。

一方、政府により決定された薬価制度の抜本改革によって、最初のジェネリック医薬品収載から12年経過後のジェネリック医薬品の原則1価格帯化や、通常の2年に1度の薬価改定の間の年度においても薬価調査・薬価改定(中間年改定)が導入されたことにより、今後薬価の下落幅が拡大する可能性があります。

このような経営環境の中で当社グループは、ジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、いち早く新しいジェネリック医薬品を開発・上市するとともに、品質・安定供給・情報提供においてトップレベルの水準を維持し続けることにより、ブランド価値を比類のないものに高め、競争に打ち勝つことが持続的に成長していくために不可欠との判断のもと、その達成のために次の②にあげた7点が最重要課題であると認識しております。

② 当面の対処すべき課題及び具体的取組状況等

[1] 高付加価値ジェネリック医薬品のいち早い開発と確実な上市

競合が多いジェネリック医薬品業界において競争に打ち勝つためには、市場環境、患者さんや医療従事者のニーズに応えた他社品目との差別化が重要であり、また、一番手で上市することがジェネリック医薬品として患者さんのニーズに応えることにもなります。特許・技術・コスト・効率化等の諸課題に挑戦し、高付加価値ジェネリック医薬品の確実な一番手上市を目指してまいります。

[2] 安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者さんの元に高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つです。世界中から高品質で適切な原材料を確保し、適宜適切かつ継続的な設備投資、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、的確な需要予測と適正在庫の確保を行うことを通じて、安定供給の維持・確保を図り、ジェネリック医薬品の需要増に対応してまいります。また、災害時にも安定供給を維持できるよう策定したBCP（事業継続計画）に基づき、原材料の複数ソース化、生産機械の共通化、代替要員の確保、人財の多能職化並びに工場間の人財交流及び技術の標準化等に取り組んでまいります。

[3] 信頼性の向上

2013年厚生労働省作成「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に対応した品質確保、市販後安全対策への対応は当然のことです。更なる信頼性向上を目指し、より高いレベルに設定した自主品質基準の遵守、国内及び海外の製造工場の査察、医薬品リスク管理への対応並びに医薬品医療機器等法等の遵守体制の強化を図ってまいります。

[4] 情報提供の充実

医薬品は、正確な情報を伴ってはじめて患者さんの治療目的が達成されるものであります。MRの活動のみならず、ウェブやコールセンター等のマルチチャネルを効率的に活用し、情報提供力の充実・強化を図ります。正確な効能・効果、用法・用量、副作用、品質や付加価値といった医薬品情報のほか有用な情報を医療関係者に迅速かつ確実に提供し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

[5] マーケティング機能の充実

競争優位を確立するためには、マーケット分析に基づいた的確な開発品目の選定、ターゲティングの明確化によるMRの生産性の向上が不可欠であります。マーケティング機能の充実と薬価制度改革や医療政策の変化等に伴う競争環境の変化を踏まえた営業戦略の見直しを図ってまいります。

[6] 企業体質・経営管理の強化

企業理念の浸透、コンプライアンス委員会の活動強化、リスク管理の充実、内部統制の整備・拡充といったコーポレート・ガバナンスの強化とC S R（企業の社会的な責任）への取組みを図ってまいります。また、環境変化に的確に対応できるよう意思決定や事業展開のスピードを追求するとともに、コスト削減等による徹底したコスト競争力の強化や業務の効率化、業容拡大に伴う経営基盤の整備・強化、会社の成長を支える人財の育成、ダイバーシティへの取組みといった企業体質及び経営管理の強化に取り組んでまいります。

[7] 新規事業基盤の構築・強化

当社グループが中長期ビジョンの達成を目指すにあたり、また将来にわたって持続的成長を遂げていくためには、既存のジェネリック医薬品事業以外の新規領域への展開を図っていく必要があります。当社は2017年5月にUSLを買収し、米国ジェネリック医薬品市場における基盤を獲得しましたが、当社グループの企業価値向上に寄与させるべく、早期のシナジー発揮・実現に取り組んでまいります。

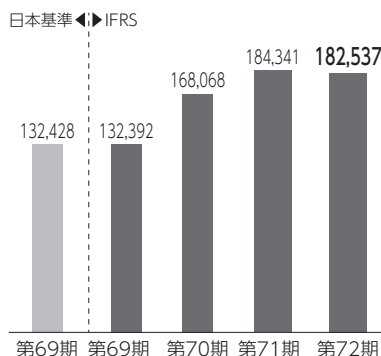
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

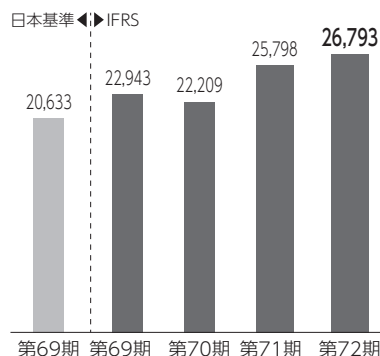
区 分	日本基準	IFRS			
	第69期	第69期	第70期	第71期	第72期
	2016年4月1日～ 2017年3月31日	2016年4月1日～ 2017年3月31日	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～ 2019年3月31日	第72期 (当連結会計年度) 2019年4月1日～ 2020年3月31日
売上収益(百万円)	132,428	132,392	168,068	184,341	182,537
営業利益(百万円)	20,633	22,943	22,209	25,798	26,793
経常利益(百万円)	20,557	—	—	—	—
親会社の所有者に 帰属する当期利益(百万円)	15,914	17,969	14,017	19,376	19,279
基本的1株 当たり当期利益(円)	431.65	487.38	360.49	442.62	440.37
総資産(百万円)	221,538	225,609	358,453	372,889	384,814
親会社の所有者に 帰属する持分(百万円)	137,600	141,237	181,350	199,250	210,000
1株当たり親会社 所有者帰属持分(円)	3,722.90	3,830.84	4,143.15	4,551.50	4,796.40

(注) 1. 2017年5月開催の取締役会において、第70期より国際財務報告基準(IFRS)を任意適用することを決議しております。
 2. IFRSに準拠した用語により表示しております。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では、「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「親会社の所有者に帰属する持分」は「純資産」、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は「1株当たり純資産」となります。

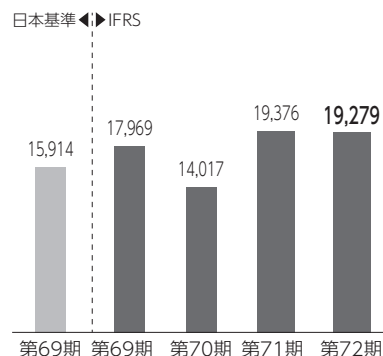
● 売上収益 (百万円)



● 営業利益 (百万円)



● 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(国 内)			
メディサ新薬株式会社	91百万円	100%	医薬品販売業
化研生薬株式会社	52百万円	100%	医薬品製造販売業
(海 外)			
Sawai America Holdings INC.	905百万米ドル	100%	米国持株会社
Sawai America, LLC	—	80%	米国子会社管理統括
Upsher-Smith Laboratories, LLC	—	80%	医薬品製造販売業

(注) 1. 出資比率には子会社を通じた間接所有分を含みます。

2. Sawai America, LLC及びUpsher-Smith Laboratories, LLCの資本金につきましては、該当項目がないため表示していません。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

医療用医薬品の製造及び販売

(8) 主要な事業所

区 分	事業所名	所在地
統 括 営 業	本社 札幌支店 仙台支店 北関東支店 東京第一支店 東京第二支店 名古屋支店 大阪支店 広島支店 福岡支店 東京西営業所 横浜営業所 厚木営業所 千葉営業所 静岡営業所 京都営業所 神戸営業所 高松営業所 岡山営業所 熊本営業所	大阪市淀川区 札幌市北区 仙台市宮城野区 群馬県高崎市 東京都中央区 さいたま市中央区 名古屋市昭和区 大阪市旭区 広島市中区 福岡市博多区 東京都立川市 横浜市港北区 神奈川県厚木市 千葉市美浜区 静岡市葵区 京都市南区 神戸市中央区 香川県高松市 岡山市北区 熊本市東区
生 産	鹿島工場 関東工場 大阪工場 三田工場 三田西工場 九州工場 第二九州工場	茨城県神栖市 千葉県茂原市 大阪市旭区 兵庫県三田市 兵庫県三田市 福岡県飯塚市 福岡県飯塚市
研 究 開 発	研究所 開発センター	大阪市淀川区 大阪府吹田市

(9) 従業員の状況

① 企業集団

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,066名	65名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,459名	70名減	38.0歳	8.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(10) 主な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	23,027百万円
株式会社日本政策投資銀行	13,050
株式会社三菱UFJ銀行	11,614
株式会社みずほ銀行	4,446
三井住友信託銀行株式会社	2,693
株式会社りそな銀行	143
日本生命保険相互会社	75

(注) 当社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントライン総額 16,000百万円
借入実行残高 -百万円
差引額 16,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 43,782,739株

(注) 自己株式 299,649株を除いております。

(2) 株 主 数 11,416名

(3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,780,100株	6.34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,461,300	5.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,489,900	3.40
サ ワ ケ ン 株 式 会 社	994,000	2.27
澤 井 光 郎	948,200	2.16
澤 井 健 造	854,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	835,800	1.90
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	693,800	1.58
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	688,833	1.57
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385151	687,709	1.57

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 澤井健造の株式については、株式の管理を目的とする信託契約を締結しております。なお、当該株式に関する株主名簿上の名義は「特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行」であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区 分	2013年7月発行新株予約権	2014年8月発行新株予約権
発行決議の日	2013年6月25日	2014年7月24日
新株予約権の数	16個	13個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 3,200株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1.	当社普通株式 2,600株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり979,000円 (1株あたり4,895円) (注) 1.	新株予約権1個あたり911,000円 (1株あたり4,555円)
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2013年7月11日から 2043年7月10日までとする	2014年8月12日から 2044年8月11日までとする
新株予約権の行使条件	(注) 2. イ	(注) 2. イ
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 16個(4名)	取締役(社外取締役を除く) 13個(4名)

区 分	2015年7月発行新株予約権	2015年8月発行新株予約権
発行決議の日	2015年6月25日	2015年6月25日
新株予約権の数	13個	35個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 2,600株 (新株予約権1個につき200株)	当社普通株式 3,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり1,098,200円 (1株あたり5,491円)	金銭の払い込みを要しないものとする
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円	株式1株あたり7,716円 (注) 3.
新株予約権の行使期間	2015年7月11日から 2045年7月10日までとする	2017年8月8日から 2021年8月31日までとする
新株予約権の行使条件	(注) 2. イ	(注) 2. ロ、ハ
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 13個(4名)	取締役(社外取締役を除く) 35個(1名)

区 分	2016年7月発行新株予約権	2017年7月発行新株予約権
発行決議の日	2016年6月24日	2017年6月27日
新株予約権の数	12個	15個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 2,400株 (新株予約権1個につき200株)	当社普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり1,265,600円 (1株あたり6,328円)	新株予約権1個あたり895,600円 (1株あたり4,478円)
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2016年7月13日から 2046年7月12日までとする	2017年7月13日から 2047年7月12日までとする
新株予約権の行使条件	(注) 2. イ	(注) 2. イ
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 12個(5名)	取締役(社外取締役を除く) 15個(5名)

区 分	2018年7月発行新株予約権	2019年7月発行新株予約権
発行決議の日	2018年6月26日	2019年6月25日
新株予約権の数	20個	45個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき200株)	当社普通株式 9,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり701,400円 (1株あたり3,507円)	新株予約権1個あたり879,000円 (1株あたり4,395円)
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2018年7月12日から 2048年7月11日までとする	2019年7月11日から 2049年7月10日までとする
新株予約権の行使条件	(注) 2. イ	(注) 2. イ
保有状況	取締役(社外取締役を除く) 20個(5名)	取締役(社外取締役を除く) 45個(5名)

- (注) 1. 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施したため、新株予約権の1株あたり払込金額、目的となる株式の数が調整されております。
2. 新株予約権の行使条件
- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる。
 - ロ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。
 - ハ. 取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、又は、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
3. 2017年11月27日開催の取締役会決議による、新株式の発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しに伴い、新株予約権の行使価額が調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区 分	2019年7月発行新株予約権
発行決議の日	2019年6月25日
新株予約権の数	34個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 6,800株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり879,000円 (1株あたり4,395円)
新株予約権の行使価額	株式1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2019年7月11日から2049年7月10日までとする
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できる
交付状況	執行役員 34個 (9名)

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	澤 井 弘 行	
代表取締役社長	澤 井 光 郎	
取 締 役	澤 井 健 造	専務執行役員戦略企画部長兼 研究開発本部管掌兼 Upsher-Smith Laboratories, LLC Chairman
取 締 役	末 吉 一 彦	常務執行役員管理本部長兼 メデイサ新薬株式会社取締役兼 Upsher-Smith Laboratories, LLC Executive Administration
取 締 役	寺 島 徹	常務執行役員信頼性保証本部長
取 締 役	小 原 正 敏	きっかわ法律事務所パートナー
取 締 役	東 堂 なをみ	大阪鉄商健康保険組合健康管理室 医師
常 勤 監 査 役	坪 倉 忠 男	メデイサ新薬株式会社監査役兼 化研生薬株式会社監査役
監 査 役	松 永 秀 嗣	
監 査 役	友 廣 隆 宣	神戸海都法律事務所パートナー
監 査 役	平 野 潤 一	平野潤一税理士事務所代表

- (注) 1. 2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において、小原正敏氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 2. 2019年6月25日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、小玉稔氏及び菅尾英文氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
 3. 小原正敏氏及び東堂なをみ氏は、社外取締役であります。
 4. 友廣隆宣氏及び平野潤一氏は、社外監査役であります。
 5. 監査役平野潤一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社は、社外取締役小原正敏氏、社外取締役東堂なをみ氏、社外監査役友廣隆宣氏及び社外監査役平野潤一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	9名	416百万円
監 査 役	4	30
合 計	13	446

(注) 1. 上記支給額には、当事業年度中に引当金として計上した次の金額を含めております。

取締役

役員賞与引当金 58百万円

- 上記報酬等の額には、2019年6月25日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役5名に付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額40百万円（報酬としての額）を含んでおります。
- 取締役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の第63回定時株主総会において年額670百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
- 監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第67回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
- 社外取締役3名及び社外監査役2名に対する報酬等の額は24百万円であり、上記支給額に含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小原正敏氏は、ぎっかわ法律事務所のパートナーであります。なお、当社ときっかわ法律事務所の間には特別な関係はありません。

取締役東堂なをみ氏は、大阪鉄商健康保険組合健康管理室に勤務しております。なお、当社と大阪鉄商健康保険組合健康管理室の間には特別な関係はありません。

監査役友廣隆宣氏は、神戸海都法律事務所のパートナーであります。なお、当社と神戸海都法律事務所の間には特別な関係はありません。

監査役平野潤一氏は、平野潤一税理士事務所の代表であります。なお、当社と平野潤一税理士事務所の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役東堂なをみ氏は当期開催された取締役会16回すべてに出席し、また、取締役小原正敏氏は2019年6月25日の就任以降に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

監査役友廣隆宣氏は当期開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また、平野潤一氏は当期開催された取締役会16回すべてに出席し、出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ロ. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役友廣隆宣氏は当期開催された監査役会19回のうち18回に出席し、監査役平野潤一氏は当期開催された監査役会19回すべてに出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	389百万円
公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬	—
合 計	389
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	389

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査並びに単独株式移転による持株会社体制への移行において必要となる監査に対する報酬が含まれております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、上記2. の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築してまいります。

また、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付け、「なによりも患者さんのために」という企業理念のもと、様々なステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に基づく企業活動を進めてまいります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「企業理念」及び「行動基準」の浸透活動であるM1プロジェクトを実施し、役職員挙げて「企業理念」及び「行動基準」に基づく業務運営に努めるとともに、法令及び社内規程の遵守を徹底する。
 - ロ. 指名・報酬等ガバナンス委員会を設置し、取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任の強化に努める。
 - ハ. コンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育・啓発活動等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努める。
- 二. 「企業倫理ヘルプライン規程」の適正な運用を図り、法令等への違反行為による不祥事の防止及び早期発見、是正等を行う。
- ホ. 社長直轄の経営監査室が内部監査を実施する。また、監査役は取締役の職務の執行を監査する。
 - ヘ. 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」に基づき、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に基づき適正に保存する。
- ロ. 「内部者取引管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、職務上知り得た重要事実及び重要情報の管理に万全を期すとともに、特定個人情報及び個人情報については「特定個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメントの統括を行うとともに、その進捗管理及び評価を行い継続的改善を図る。また、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクを特定するとともに、各担当部門は各重要リスクについて対策を講じる。
- ロ. 品質及び安全性に関しては、「品質方針」及び「安全性方針」に基づき、効果的かつ適切な業務の遂行を行う。
- ハ. 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害BCP（事業継続計画）」等に基づき、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。
- 二. 財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、経営監査室がその評価を行う。
- ホ. 正々堂々とした業務運営、不透明取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款に定める事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行う。また、経営会議を毎月1回以上開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。
- ハ. 中期経営計画に基づく各本部の事業計画を策定し、取締役・執行役員を中心に構成される会議体においてその進捗管理を行う。
- 二. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化・迅速化を図る。
- ホ. 経営上の諸問題に関し、必要に応じて弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。

⑤ 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するために、グループ各社に対し、当社の「企業理念」及び「行動基準」の周知徹底を図る。また、「グループポリシー管理規程」に基づき、準拠すべき基本的な精神・姿勢を示すグループポリシーの整備・運用を図り、当社グループとしての一体感醸成に努める。
- ロ. 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的及び適時に必要な報告を受け経営実態を把握するとともに、必要な助言及び指導を行う。
- ハ. 経営監査室は、定期的に子会社監査を実施する。
- 二. 監査役は、子会社の情報収集に努め、取締役の子会社管理に関する職務の執行状況を監視する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が補助使用人を求めた場合、経営監査室のメンバーが兼務して対応する。
 - ロ. 監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとする。
 - ハ. 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役会に対して必要な要請を行う。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
 - ロ. 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対しその説明を求めることができる。
 - ハ. 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ニ. 取締役の不正行為の通報は、当社グループの役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利な取扱いを受けないようにする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。
 - ロ. 監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査活動の効率化と質的向上を図る。
 - ハ. 監査役が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① リスクマネジメント委員会を年2回(5月11月)開催し、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクの特定を図っております。11月にはITリスクをメインテーマとしたディスカッションを行いました。
- ② コンプライアンス委員会を4回開催するとともに、役職員を対象に入社時研修・階層別研修や各種の啓発活動を行い、法令遵守や企業倫理の浸透とコンプライアンス意識の向上を図っております。全社員を対象にeラーニングによる研修を11回実施いたしました。
- ③ 「情報セキュリティ管理規程」に基づいた人的・技術的・物理的情報セキュリティ対策や、eラーニングをはじめとする社員教育を実施する等、情報漏えいの防止を目的とした対策の強化を図っております。
- ④ 品質及び安全性に関する業務を効果的かつ適切に遂行するため、グループポリシーに基づく「品質方針」及び「安全性方針」を策定し、両方針に基づき業務を行っております。
- ⑤ 「危機管理規程」及び「災害BCP」に基づき、社員の安否確認等災害を想定した訓練の実施や災害備蓄品を全拠点に備置する等の取り組みを行っております。新型コロナウイルス感染症対応として、「危機管理規程」に基づき2020年2月に危機管理本部を設置し対応にあたっております。
- ⑥ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案し、策定した実施計画に基づいた内部統制評価を行っております。
- ⑦ 取締役会を16回開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また、経営会議において取締役会に付議する重要事項や、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。
- ⑧ 「指名・報酬等ガバナンス委員会」を4回開催し、取締役の選解任、経営陣幹部及び執行役員報酬に関する事項を審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。
- ⑨ グループ会社に対して、「企業理念」、「行動基準」及び経営方針の徹底を図るとともに、「グループポリシー管理規程」に基づきグループポリシーの整備・運用を図っております。
- ⑩ 監査役会を19回開催し、監査方針・監査計画を協議決定するとともに、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査並びに法令・定款等の遵守についての監査を実施しております。
- ⑪ 監査役会は、会計監査人との定期的な会合、経営監査室との連携及び代表取締役との定期的な情報交換を行っております。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社は、1948年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

① 中期経営計画及び中長期ビジョンの達成

2018年度から始まる3年間の中期経営計画として策定した中期経営計画「M1 TRUST 2021」及び中長期ビジョンに掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

<中長期ビジョン>

国内GE市場での圧倒的地位の確立とUSLの成長加速による世界をリードするジェネリック医薬品企業への変革

<中期経営計画「M1 TRUST 2021」の基本方針と重点施策>

1. 日本市場 業界構造の変化に対応できる体制構築とコスト競争力強化
 - ・安定供給・高品質の継続とコスト競争力の両立
 - ・ジェネリック80%時代に即した製品開発・営業体制への転換
 - ・積極的なアライアンス強化による効率性の追求
2. 米国市場 USLと双方の強みを活かした連携
 - ・米国製品ラインナップの拡充・知財戦略の強化
 - ・パラグラフⅣ申請品の開発継続
 - ・USLの独自色を活かした成長戦略の実現

② コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化

外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくために、次の項目の充実を図ります。

1. 株主の権利・平等性の確保
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
3. 適切な情報開示と透明性の確保
4. 取締役会等の責務
5. 株主との対話

③ 株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主共同の利益の継続的確保・向上を図ります。

連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負債及び資本	
流動資産		負 債	
現金及び現金同等物	56,082	流動負債	
売上債権及びその他の債権	58,685	仕入債務及びその他の債務	44,038
た な 卸 資 産	75,460	社 債 及 び 借 入 金	14,456
その他の金融資産	141	未 払 法 人 所 得 税 等	4,318
その他の流動資産	996	返 金 負 債	7,989
流動資産合計	191,364	その他の金融負債	2,412
非流動資産		その他の流動負債	6,911
有形固定資産	81,013	流動負債合計	80,124
の れ ん	38,636	非流動負債	
無形資産	61,669	社 債 及 び 借 入 金	60,567
その他の金融資産	5,914	その他の金融負債	8,391
その他の非流動資産	705	その他の非流動負債	1,985
繰延税金資産	5,513	繰延税金負債	61
非流動資産合計	193,450	非流動負債合計	71,004
		負債合計	151,128
		資 本	
		資 本 金	41,199
		資 本 剰 余 金	42,863
		利 益 剰 余 金	126,719
		自 己 株 式	△1,385
		その他の資本の構成要素	604
		親会社の所有者に帰属する持分合計	210,000
		非支配持分	23,686
		資本合計	233,686
資産合計	384,814	負債及び資本合計	384,814

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結純損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	182,537
売 上 原 価	△109,037
売 上 総 利 益	73,500
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△33,375
研 究 開 発 費	△13,487
そ の 他 の 収 益	238
そ の 他 の 費 用	△83
営 業 利 益	26,793
金 融 収 益	295
金 融 費 用	△591
税 引 前 当 期 利 益	26,497
法 人 所 得 税	△6,720
当 期 利 益	19,777
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	19,279
非 支 配 持 分	498
合 計	19,777

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	149,108	流動負債	63,503
現金及び預	43,334	買掛金	17,371
受取手形	3,378	電子記録債権	4,854
掛金	33,832	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	4,130	1年内返済予定の長期借入金	4,464
仕掛品	34,139	未払金	16,378
原材料及び貯蔵品	13,576	未払費用	842
前払費用	16,391	未払法人税等	4,118
その他の金	236	賞与引当金	2,003
倒引当金	109	役員賞与引当金	58
	△17	返品調整引当金	59
固定資産	176,819	売上割戻引当金	2,578
有形固定資産	62,509	その他	779
建物	27,943	固定負債	63,399
構築物	814	社債	10,000
機械及び装置	20,062	長期借入金	50,584
車両運搬具	10	長期預り金	2,590
工具器具備品	2,379	その他	224
土地	9,941	負債合計	126,902
建設仮勘定	611	(純資産の部)	
その他	749	株主資本	197,824
無形固定資産	3,418	資本金	41,199
製造販売承認権	1,842	資本剰余金	41,952
ソフトウェア	1,451	資本準備金	41,522
その他	125	その他資本剰余金	430
投資その他の資産	110,892	利益剰余金	116,059
投資有価証券	4,399	利益準備金	401
関係会社株	100,861	その他利益剰余金	115,658
繰延税金資産	5,223	固定資産圧縮積立金	369
その他	408	別途積立金	32,400
		繰越利益剰余金	82,889
		自己株式	△1,385
		評価・換算差額等	754
		その他有価証券評価差額金	754
		新株予約権	447
資産合計	325,927	純資産合計	199,025
		負債及び純資産合計	325,927

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		143,808
売 上 原 価		91,977
売 上 総 利 益		51,830
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		6
差 引 売 上 総 利 益		51,836
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,083
営 業 利 益		22,753
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	646	
そ の 他	479	1,125
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	423	
そ の 他	114	537
経 常 利 益		23,341
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	7	
固 定 資 産 除 却 損	207	214
税 引 前 当 期 純 利 益		23,127
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,822	
法 人 税 等 調 整 額	△933	5,890
当 期 純 利 益		17,237

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

沢井製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田佳成 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大槻櫻子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、沢井製薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、沢井製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

沢井製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大槻櫻子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、沢井製薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

沢井製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 坪 倉 忠 男 ㊟

監 査 役 松 永 秀 嗣 ㊟

社外監査役 友 廣 隆 宣 ㊟

社外監査役 平 野 潤 一 ㊟

以 上

<メモ欄>

株主総会会場のご案内

場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

当社本社・研究所

10階ホール

☎ 06-6105-5711



交通機関

- 大阪メトロ御堂筋線

東三国駅

5番出口 より徒歩約2分

- JR、大阪メトロ御堂筋線

新大阪駅

徒歩約10分

- JR

東淀川駅

西口 より徒歩約8分

